

小牧市総合公園市民四季の森バラ・アジサイまつり開催業務
委託プロポーザル審査委員会設置要綱

〔 令和 5 年 8 月 2 5 日 〕
〔 5 小み第 9 9 8 号 〕

(設置)

第 1 条 小牧市総合公園市民四季の森バラ・アジサイまつり開催業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により当該業務について技術的に最適な者を特定するため、小牧市総合公園市民四季の森バラ・アジサイまつり開催業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小牧市総合公園市民四季の森バラ・アジサイまつり開催業務委託プロポーザル実施要綱（令和 5 年 8 月 2 5 日 5 小み第 9 5 9 号。以下「要綱」という。）第 5 条に規定するプロポーザルの参加に必要な書類（以下「提出書類」という。）の評価基準の設定に関すること。
- (2) 提出書類の審査及び内容の聴取等により最適者及び次点者 1 者を選定し、その結果を市長に報告すること。
- (3) その他プロポーザルの実施に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充て、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワークに所属する者
- (2) 小牧市女性の会に所属する者
- (3) 都市政策部次長
- (4) 広報広聴課長
- (5) シティプロモーション課長
- (6) 農政課長
- (7) 環境対策課長

3 委員会に委員長を置き、都市政策部次長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員は、第2条第2号に規定する審査結果を市長に報告した後に解任されるものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、災害その他やむを得ない事情により会議を開くことが困難であると委員長が認めるときは、書面による決議を行うことができるものとする。

3 前項ただし書の場合において、要綱第8条第1項の規定による提出書類の内容の聴取等は、映像、書面等により行うことができるものとする。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 前項の規定は、第2項ただし書の規定による書面による決議について準用する。この場合において、前項中「出席した委員」とあるのは、「委員からの書面」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、みどり公園課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年8月25日から施行する。

2 この要綱は、第4条の規定による委員の解任をもって、その効力を失う。